# 第四期特定健康診查等実施計画

## 北海道農業団体健康保険組合

最終更新日:令和5年11月14日

## 特定健康診査等実施計画 (令和6年度~令和11年度)

#### 背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】 血糖・血圧・コレステロールの所見率は男性が高い傾向にあるが、 ・保健指導領域の加入者については、治療域に悪化しないよう、現状の維持と生活習慣 特に血糖の所見率が突出して高く、糖尿病の保健指導領域に該当す 改善等が必要。 る割合は30.5%となっている。なお、高血圧症・脂質異常症・糖尿 ・生活習慣病(糖尿病等)は、10年単位で進行し、発症することから、若年層(30歳代 病にかかる医療費は、全国と比較しても高く推移しており、40歳以 )のリスク保有者に対する早期の保健指導や受診勧奨が必要。 ・治療域の加入者については、受診の継続が重要。 降急激に伸びる傾向がある。 男性の肥満率が45歳をピークに高割合で推移しているが、腹囲基準 ・内臓脂肪の蓄積はBMI25以下であっても生活習慣病の発症や悪化リスクとなるほか、 No.2 該当率は肥満率を上回っており、肥満者のほとんどが内臓脂肪型肥 肥満は膝や腰等の筋骨格器系障害の要因ともなることから解消が必要。 満となっている。また、「BMI25以下かつ腹囲基準以上」の者が特 ・特に男性においてはBMI25以下かつ腹囲基準値以上の者の場合、短期間での解消が期 定保健指導該当者の約20%を占めている。 待できる。 標準的な質問票の結果から、「服薬なし」と回答しているものの、 No.3 該当者本人や該当者がいる事業主に対し、心筋梗塞や脳梗塞等の要因となる動脈硬化の 健診結果は保健指導レベルを超え、受診勧奨レベルに該当している リスクについて周知を図り、速やかな受診勧奨が必要。 者が一定程度おり、生活習慣病の重症化リスクを抱えている。 血糖のコントロール不良については、歯周病が原因となることが多 特に血糖の所見該当者については、生活習慣の見直しとともに歯科健診への受診勧奨を く、血糖の所見率が高いことにより、歯周病該当者が多いと思われ 並行して行うことが必要。また、咀嚼することで唾液の分泌や消化吸収、脳の働き等、 る。また、標準的な質問票の咀嚼の設問において15.6%が「ほとん 様々な部分に影響を及ぼすため、咀嚼に支障をきたす人に対し、歯科健診や治療の受診 ど噛めない・噛みにくい」と回答したものの、医療機関への受診率 勧奨が必要。 は8.4%と低い。 ・標準的な質問票による生活習慣の結果で、「20歳から10kg以上 加入者の肥満解消には、下記の対策が必要。 No.5 体重が増加している」に「はい」と回答している者は「いいえ」と ①男女ともに日常生活での歩行時間の差が影響することから、歩数増加への支援 回答する者と比較すると、男性では「1回30分以上の軽く汗をかく運 ②睡眠不足により、レプチン(食欲抑制ホルモン)の分泌が低下し、グレリン(食欲増 動を週2回以上、1年以上実施」「日常生活において歩行又は同等の 進ホルモン)の分泌が増加することで肥満につながることから、睡眠の質からの肥満対 身体運動を1日1時間以上実施」に「いいえ」と回答している者、ま 筈 た「人と比較して食べる速度が速い」に「速い」と回答している者 ③欠食による肥満対策 に大きな差が認められた。女性では「日常生活において歩行又は同 ④ニコチンがカテコールアミンの分泌を活発にし、中性脂肪の合成を促進することで内 等の身体運動を1日1時間以上実施」「ほぼ同じ年齢の同性と比較し 臓肥満につながることから、禁煙による肥満対策 て歩く速度が速い」「睡眠で休養が十分とれている」に「いいえ」 と回答している者に同様の差が見られた。 全体的には、「喫煙習慣」や「朝食欠食」も同様に体重増加の要 因となっている。 加入者の喫煙率が29.6%と高い。また禁煙することで、階層化が下 タバコは様々な生活習慣病に関連していることから、生活習慣病予防・改善のためには No.6 がる積極的支援該当者の割合が29.6%となっている。 禁煙・受動喫煙防止が重要。

#### 基本的な考え方(任意)

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健診 (人間ドック)

対応する 健康課題番号 No.1, No.2, No.3



事業の	概要	事業	<b>美目標</b>						
対象	対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:被保険者/被	特	定健診実施率の目標値(8	85%)達	成				
73.50	扶養者		アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
h >+	事業所及び健診機関と連携し受診者数の向上を図る 専門職による対面での健診結果の情報提供を行う	価	内臓脂肪症候群該当者割	16.3 %	16.2 %	16.1 %	16.0 %	15.9 %	15.8 %
体制	外部委託	指標	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		1234	健診受診率	72.1 %	72.4 %	72.7 %	73.0 %	73.3 %	73.6 %
実施計	曲								

実施計画		
R6年度	R7年度	R8年度
広報誌等による受診勧奨を行い、費用の約7割を補助	広報誌等による受診勧奨を行い、費用の約7割を補助	広報誌等による受診勧奨を行い、費用の約7割を補助
する。	する。	する。
R9年度	R10年度	R11年度
広報誌等による受診勧奨を行い、費用の約7割を補助	広報誌等による受診勧奨を行い、費用の約7割を補助	広報誌等による受診勧奨を行い、費用の約7割を補助
する。	する。	する。
	1	1 - 1

2 事業名

特定健診(巡回ドック)

対応する 健康課題番号 No.1, No.2, No.3



事業		

対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:被保険者/被 対象 扶養者

方法 事業所及び健診機関と連携し受診者数の向上を図る

体制 外部委託

#### 事業目標

特定健診実施率の目標値(85%)達成

	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
評価も	内臓脂肪症候群該当者割 合	16.3 %	16.2 %	16.1 %	16.0 %	15.9 %	15.8 %
指標	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
JAK	受診率	8.1 %	7.9 %	7.7 %	7.5 %	7.4 %	7.2 %

#### 実施計画

大心 可凹		
R6年度	R7年度	R8年度
		広報誌等による受診勧奨を実施するほか、実施月に合 わせた周知を行い、費用の約8割を補助する。
R9年度	R10年度	R11年度
		広報誌等による受診勧奨を実施するほか、実施月に合わせた周知を行い、費用の約8割を補助する

3 事業名

#### 特定健診(集合契約)

対応する 健康課題番号

No.1, No.2, No.3



#### 事業の概要

|対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:被保険者/被 | |特定健診実施率の目標値(85%)達成 対象 扶養者 方法 体制

#### 事業目標

1		アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	評価北	内臓脂肪症候群該当者割 合	16.3 %	16.2 %	16.1 %	16.0 %	15.9 %	15.8 %
	指標	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	INK	受診率	2.6 %	2.6 %	2.6 %	2.5 %	2.4 %	2.4 %

#### 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
広報誌等による受診勧奨を行い、集合契約に参加し健	広報誌等による受診勧奨を行い、集合契約に参加し健	広報誌等による受診勧奨を行い、集合契約に参加し健
診費用の全額を補助する。また、受診に必要な受診券	診費用の全額を補助する。また、受診に必要な受診券	診費用の全額を補助する。また、受診に必要な受診券
を対象者の自宅に送付するほか、受診状況にあわせた	を対象者の自宅に送付するほか、受診状況にあわせた	を対象者の自宅に送付するほか、受診状況にあわせた
勧奨を行う。	勧奨を行う。	勧奨を行う。
R9年度	R10年度	R11年度
		R11年度 広報誌等による受診勧奨を行い、集合契約に参加し健
広報誌等による受診勧奨を行い、集合契約に参加し健	広報誌等による受診勧奨を行い、集合契約に参加し健	11-112
広報誌等による受診勧奨を行い、集合契約に参加し健 診費用の全額を補助する。また、受診に必要な受診券	広報誌等による受診勧奨を行い、集合契約に参加し健 診費用の全額を補助する。また、受診に必要な受診券	広報誌等による受診勧奨を行い、集合契約に参加し健

### 4 事業名

#### 特定健診データ連携

対応する 健康課題番号

No.1, No.2, No.3



#### 事業の概要

|対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:被保険者/被 | 特定健診実施率の目標値(85%)達成 対象 扶養者

事業主に対し被保険者の定期健康診断データの提供を依頼する 方法 また、新規加入者の経年変化による保健指導を実施するため過去分データ の提供を依頼する

体制

#### 事業日標

4		アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	評価も	内臓脂肪症候群該当者割 合	16.3 %	16.2 %	16.1 %	16.0 %	15.9 %	15.8 %
4	指標	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	135	受診率	2.4 %	2.4 %	2.4 %	2.5 %	2.5 %	2.5 %

R8年度

## 実施計画

R6年度	Ľ
契約健診以外で健診を受診した被保険者の結果の提出	
を事業主に依頼するほか、パート先等で健診を受けた	ŀ
被扶養者に対しては、結果の提出を依頼し、提出者に	ŀ
はインセンティブを付与する。	ľ

### R7年度

契約健診以外で健診を受診した被保険者の結果の提出契約健診以外で健診を受診した被保険者の結果の提出 を事業主に依頼するほか、パート先等で健診を受けたを事業主に依頼するほか、パート先等で健診を受けた 被扶養者に対しては、結果の提出を依頼し、提出者に被扶養者に対しては、結果の提出を依頼し、提出者に はインセンティブを付与する。

# はインセンティブを付与する。

#### R10年度 R11年度 R9年度

はインセンティブを付与する。

を事業主に依頼するほか、パート先等で健診を受けたを事業主に依頼するほか、パート先等で健診を受けたを事業主に依頼するほか、パート先等で健診を受けた 被扶養者に対しては、結果の提出を依頼し、提出者に | 被扶養者に対しては、結果の提出を依頼し、提出者に | 被扶養者に対しては、結果の提出を依頼し、提出者に はインセンティブを付与する。

契約健診以外で健診を受診した被保険者の結果の提出 契約健診以外で健診を受診した被保険者の結果の提出 契約健診以外で健診を受診した被保険者の結果の提出 はインセンティブを付与する。

5 事業名 特定保健指導

対応する 健康課題番号 No.1, No.2, No.6



### 事業の概要

対象 対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:基準該当者

・事業所と連携し、当組合並びに委託業者の保健師・管理栄養士が事業所 方法 訪問やICTを活用し実施する

・人間ドック(一部巡回ドック)施設の保健師等が実施する

体制保健師・管理栄養士

#### 事業目標

4	特况	定保健指導実施率目標値	(30%)	達成				
	評	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
- 11		特定保健指導該当率	16.6 %	16.5 %	16.4 %	16.3 %	16.2 %	16.1 %
- 11	指	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1	標	特定保健指導実施率	35.2 %	35.3 %	35.4 %	35.5 %	35.6 %	35.7 %

-		= 1	_
#	施	=+	IЯ

・事業所と連携し、当組合並びに委託業者の保健師・ 萱理栄養士が事業所訪問やICTを活用し実施する・人	・事業所と連携し、当組合並びに委託業者の保健師・	R8年度 ・事業所と連携し、当組合並びに委託業者の保健師・
間ドック(一部巡回ドック)施設の保健師等が実施す    る	間ドック(一部巡回ドック)施設の保健師等が実施する	
R9年度 F	R10年度	R11年度
・事業所と連携し、当組合並びに委託業者の保健師・ 管理栄養士が事業所訪問やICTを活用し実施する・人 間ドック(一部巡回ドック)施設の保健師等が実施す る		

達成しようとする目標/特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計 画 値 ※1	全体	19,210 / 22,545 = 85.2 %	19,150 / 22,440 = 85.3 %	19,030 / 22,285 = 85.4 %	18,910 / 22,114 = 85.5 %	18,760 / 21,905 = 85.6 %	18,550 / 21,645 = 85.7 %
		被保険者	15,975 / 16,610 = 96.2 %	15,970 / 16,620 = 96.1 %	15,920 / 16,600 = 95.9 %	15,880 / 16,580 = 95.8 %	15,800 / 16,510 = 95.7 %	15,670 / 16,410 = 95.5 %
		被扶養者 ※3	3,235 / 5,935 = 54.5 %	3,180 / 5,820 = 54.6 %	3,110 / 5,685 = 54.7 %	3,030 / 5,534 = 54.8 %	2,960 / 5,395 = 54.9 %	2,880 / 5,235 = 55.0 %
	実 績 値 ※1	全体	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	- / - = - %	-/-=-%
		被保険者	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	- / - = - %	-/-=-%
		被扶養者 ※3	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	- / - = - %	-/-=-%
特定保健指導実施率	計 画 値 ※2	全体	1,152 / 3,270 = 35.2 %	1,148 / 3,250 = 35.3 %	1,144 / 3,230 = 35.4 %	1,136 / 3,200 = 35.5 %	1,133 / 3,180 = 35.6 %	1,121 / 3,140 = 35.7 %
		動機付け支援	660 / 1,350 = 48.9 %	655 / 1,340 = 48.9 %	650 / 1,330 = 48.9 %	645 / 1,320 = 48.9 %	640 / 1,310 = 48.9 %	635 / 1,300 = 48.8 %
		積極的支援	492 / 1,920 = 25.6 %	493 / 1,910 = 25.8 %	494 / 1,900 = 26.0 %	491 / 1,880 = 26.1 %	493 / 1,870 = 26.4 %	486 / 1,840 = 26.4 %
	実 績 値 ※2	全体	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	- / - = - %	-/-=-%
		動機付け支援	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	- / - = - %	-/-=-%
		積極的支援	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	- / - = - %	-/-=-%

<sup>\*1)</sup> 特定健康診査の(実施者数)/ (対象者数) \*2) 特定保健指導の(実施者数)/ (対象者数) \*3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

#### 目標に対する考え方 (任意)

各医療保険者は、令和11年度の最終目標値を基本指針の目標を踏まえて設定するが、令和6年度から6年間の各年度の特定健康診査等の実施率の目標値についても設定することになっている。

当健康保険組合の最終目標値は、特定健康診査実施率85.7%、特定保健指導実施率35.7%とし、令和6年度から6年間の各年度においては0.1%増を目標値とする。

#### 特定健康診査等の実施方法 (任意)

く特定健康診査と

- ・特定健康診査の内容が網羅された人間ドック・巡回ドックを受診することで、特定健康診査の実施に代えるものとする。
- ・対象者が受診を希望する健診機関と直接日時等を調整し、実施するものとする。

<特定保健指導>

特定健康診査の結果から、法定に基づき、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)のリスクに応じ「動機付け支援」「積極的支援」に階層化を行い、当健康保険組合 及び委託先の保健師等が3ヵ月以上、対象者の生活習慣(食生活・運動等)を支援する。

#### 個人情報の保護

<記録の保存方法>

特定健康診査等の記録は、当健康保険組合健康管理指導支援システム及び生活習慣病リスクマーカーシステムにおいてデータファイルの形態で当健康保険組合システム等運 用管理規程に基づき保存する。

なお、特定保健指導実施報告書については、当健康保険組合機密文書管理規程に基づき保存する。

また、保管年限は、他の制度の保管年限も参考にし、5年とする。その後は、ガイドライン等を遵守し、データ消去・破棄を行う。

<管理体制>

データのセキュリティ対策、取得、第三者提供、開示等については、当健康保険組合個人情報保護管理規程をはじめ関係法令、ガイドライン等を遵守し、データの正確性の 確保、漏えい防止措置等について、個人情報保護取扱責任者を常務理事、個人情報保護管理担当者を事務長とし、適切な措置を行う。

また、委託先に対し、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、必要かつ適切な監督を行うほか、他の関係者(特定保健指導機関、医療保険者、事業主や個人、国等)とのデータ授受についてはセキュリティ対策に留意する。

#### 特定健康診査等実施計画の公表・周知

<公表>

特定健康診査等実施計画の公表については、当健康保険組合ホームページに全文を掲載する。

<周知(普及啓発)>

特定健康診査等の実施については、加入者の前向きな実施への協力が不可欠であることから、特定健康診査等の必要性等について当健康保険組合広報誌「北農けんぽだより」やホームページ等により情報提供を実施する。

また、労働安全衛生法に基づく健康診断の受診義務のない任意継続被保険者や被扶養者に対し、パンフレット等により情報提供を実施する。

#### その他(特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等)

国への実績報告データに基づき特定健康診査等の実施率を把握し、毎年、目標値の達成状況につき評価を行うほか、特定保健指導該当者の減少率により特定保健指導の効果 検証を行う。

また、特定健康診査等実施計画を実態に即したより効果的なものとするため、必要に応じ健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。